

PRI（責任投資原則）設立 20 周年イベント
基調講演原稿
2026 年（令和 8 年）5 月 18 日（月） 於：東京都内

1. はじめに

ただいまご紹介をいただきました、金融庁 金融国際審議官の三好です。本日は、PRI 設立 20 周年イベントの開催に当たり講演の機会をいただき、関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

2006 年の発足後 20 年にわたる PRI のリーダーシップにより、「責任投資」の概念は世界の資本市場に定着した感があります。投資の受益者に対し持続的な収益をもたらすに当たり、その投資が経済全体の資本配分や金融エコシステムに影響を与え得るとの観点から、サステナビリティやガバナンスを考慮しつつ投資のリターンを確保するという責任投資が、アセットオーナーや機関投資家によるスチュワードシップ活動を通じて実現されてきています。

また、PRI では発足 20 年を迎える中、「これからの責任投資プロジェクト」が現在進行中であると承知しています。同プロジェクトでは、足元においてデジタル化や人口動態の変化、気候変動に代表されるシステムレベルのリスクが顕在化する中で、市場構造やリスクの性質そのものが大きく変化しつつあるとの認識が示され、こうした環境の下で投資家が受益者に持続的に収益をもたらすためには、そうしたシステムレベルのリスクに対する経済・社会システムの強靱性（レジリエンス）の維持・強化に寄与する投資活動を行うことが従来に増して重要となっている、との考え方が示されていると理解しています。

とりわけ、広範な資産に分散投資を行うアセットオーナーは、いわゆるユニバーサルオーナーとして市場全体に影響を及ぼし得る立場にあり、こうした投資活動を戦略的に推進していくことが期待されます。責任投資の普及及び促進においてこれまで中核的な役割を果たしてきた PRI が、システムレベルの課題への対応を含む「これからの責任投資」に向けた議論と実践を力強くリードしていくことを期待しています。

こうした責任投資の取組は、投資家に投資先企業との建設的な対話を促すことを通じ、社会課題への対応にも資する形で、中長期的な企業価値の向

上、持続可能な投資リターンの確保を目指すものであるという点で、金融庁のこれまでの取組や、我が国政府が現在取り組んでいる「資産運用立国」の方向性とも合致するものであると考えています。

例えば金融庁は、機関投資家が中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すための行動原則として日本版スチュワードシップ・コードを2014年（平成26年）に策定し、これまでに3度の改訂を行っています。また政府は2024年（令和6年）8月に、アセットオーナーが受益者に対して適切な運用の成果をもたらすよう求める観点から、「アセットオーナー・プリンシプル」を策定しています。同プリンシプルでは、アセットオーナーが受益者のために運用目標の実現を図るに当たり、スチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべき旨が盛り込まれており、責任投資に通じる考え方が示されています。

金融庁としては、「資産運用立国」の実現に向けた取組の中で、責任投資の一層の深化と、家計やアセットオーナーを支える資産運用業の高度化を図られるよう、国内外の関係者との対話をさらに深めていきたいと考えています。

2. 責任投資の推進に寄与する金融庁の取組

本日は、PRIがシステムレベルの課題として挙げているものの一つであるサステナビリティ、及び、持続可能な経済・社会の実現に向けた金融上の取組であるサステナブルファイナンスに関する、金融庁の主な取組を三つ紹介したいと思います。

(1) サステナビリティ開示について

まず、サステナビリティ情報開示の法制化に向けた金融庁の取組についてです。

金融庁では、企業と投資家の建設的な対話を促し、中長期的な企業価値の向上につなげる観点から、サステナビリティ情報の開示とその信頼性確保に向け、段階的に取組を進めてきました。

まず、2023年（令和5年）3月期から、上場企業が年に1回開示することが求められている有価証券報告書に、企業が重要と考えるサステナビリティ情報を開示することが義務付けられました。

そして、サステナビリティ情報開示に係る国内基準であるSSBJ（サステナビリティ基準委員会）基準が昨年3月に最終化されたことを受け、プライム市場上場企業のうち時価総額の大きい企業を対象に、2027年（令和9年）3月期から、同基準に準拠した情報開示を段階的に義務付けるとともに、その翌年からサステナビリティ情報に対する第三者保証を導入することを目的として、金融商品取引法の改正を含む一連の制度改革に取り組んでいるところです。

SSBJ基準は、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）基準と機能的に整合していることが国際的にも確認されており、我が国企業の情報開示がグローバルな資本市場で適切に評価されるための共通言語となるものです。

気候関連以外のサステナビリティ情報で政府が重視しているのが人的資本です。投資家はその意思決定において、企業の持続可能性及び中長期的な価値創造の観点から人的資本に関する情報を重視していることが、ISSBの調査でも明らかになっています。こうしたニーズを踏まえ、政府は本年3月、ISSB基準と整合的な人的資本情報の開示を後押しするための指針を公表しています。

(2) 気候トランジション・ファイナンスについて

次に、気候トランジション・ファイナンスに関する政府の取組を紹介します。

洪水や土砂災害など、気候変動に起因すると考えられる自然災害が世界各地で頻発・激甚化しており、気候関連リスクへの対応は、サステナビリティに関する課題の中でも引き続き喫緊の課題であると認識しています。また、ウクライナや中東を巡る紛争が長期化し、最近ではイラン情勢が緊張する中、資源小国である我が国としてはエネルギー供給リスクの観点からも、低炭素経済への移行に向けた取組の重要性が意識されています。

国際的な政策動向を見ますと、一部において脱炭素化に慎重な動きが見られるものの、2050年カーボンニュートラル、エネルギーの安定供給、経済成長を同時に達成するという我が国のスタンスは全く変わっていません。昨年2月には、世界全体での1.5℃目標と統合的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことを表明しました。

これらの目標を達成するため、2023年（令和5年）5月に成立したGX推進法のもと、政府は同年から10年間で官民合わせて150兆円規模のGX（グリーン・トランスフォーメーション）投資を実現する方針を掲げています。また昨年2月には、GXの取組を2040年に向けて大きく飛躍させる「GX2040ビジョン」を策定しました。

サステナブルファイナンスに関しても、我が国は国際的な議論が始まった当初から、現実的な取組を着実に進めてきました。この点、欧州連合（EU）は特に脱炭素化の実現に向けた野心的な政策を推進してきましたが、近年においては経済成長や市場の国際競争力への影響を重視し、規制の合理化や再検討が進められています。

サステナブルファイナンスのうち、我が国がその推進を一貫して主張してきた気候トランジション・ファイナンスは、GXの一端を担う重要なファイナンス手法です。経済全体の脱炭素化を実現するためには、その業種特性等から温室効果ガスの排出を直ちに削減することが困難な、いわゆる高排出産業に属する企業が、低排出への移行、トランジションを行う上で必要となる資金の供給を促すことが重要であり、我が国はこうした「トランジション・ファイナンス」を推進してきました。

例えば、資金調達者のための「クライメート・トランジションファイナンスに関する基本指針」や、高排出産業が脱炭素に向けた道筋を描くための分野別ロードマップの策定などを行ってきました。こうした取組もあり、近年はトランジション・ラベルでのローン調達やボンドの発行が進み、我が国民間企業によるトランジション・ファイナンス市場は昨年末までの累計発行額で2.9兆円超に成長しています。

また、グローバルな脱炭素化を実現するには、我が国での取組だけでは不

十分です。このため金融庁は、世界の温室効果ガス排出量の約半分を占めるアジア地域においてトランジション・ファイナンスを推進すべく、ASEAN 諸国の金融当局と連携し、アジア開発銀行、グラスゴー金融同盟（GFANZ）及びアジアで活動する金融機関等の参画を得て「アジア GX コンソーシアム」を2024年10月に立ち上げ、トランジション・ファイナンスの実施におけるボトルネックの特定など実務上の共通課題についての検討を行っています。

(3) インパクト投資について

最後に、投資を通じた社会・環境面での成果と変革、インパクトに着目した、「インパクト投資」の促進に向けた金融庁の取組についてお話しします。

「課題先進国」と言われて久しい我が国においては、気候変動だけでなく、少子高齢化、地域社会の持続可能性といった社会課題の重要性が、リスクと機会の双方の観点から高まっています。こうした課題への対応には、課題解決に資する新たな技術の実装やビジネスモデルの変革と、これらに取り組む企業への円滑な資金供給が望まれます。

こうした中、投資収益の確保を図りつつ経済・社会へのポジティブなインパクトの実現を企図する投資であるインパクト投資は、従来の ESG 投資の手法では投資対象として必ずしも十分に捉えられてこなかった企業の価値や成長の可能性を評価する投資手法として、推進する意義があるものと考えています。サステナビリティ課題へのインパクトを志向する金融という点で、PRI の方針や署名機関の期待とも合致するものと思われま

す。インパクトの創出に着目した投融資の手法及び市場を確立し、インパクトの実現を図る事業を推進する観点から、金融庁と経済産業省が事務局となり、投資家、金融機関、企業、NPO、自治体等の幅広い関係者が参画し対話や協働を図る官民連携の場として、2023年11月に「インパクトコンソーシアム」が立ち上げられました。本コンソーシアムにおいては、インパクト投資の裾野を広げ、案件組成を加速させることを目指し、インパクトの測定や管理において実用的なデータや指標のあり方、上場企業を対象としたインパクト投資手法のポイント、地域のいわゆるローカル・ゼブラ企業等の取組事例、インパクトスタートアップと地方自治体の連携促進等について議論を行っています。

3. 終わりに

本日はご紹介したとおり、我が国は、国際環境が大きく変化する中においても、現実的かつ着実なアプローチの下、サステナブルファイナンスの取組を一貫して進めてきました。

金融庁としては引き続き、機関投資家やアセットオーナーによるスチュワードシップ活動を促していくとともに、市場・金融の力が持続可能な経済・社会の実現に資するよう、サステナビリティ情報開示等の制度整備やサステナブルファイナンスの推進に取り組んでいきます。

PRI 設立 20 周年という節目にあたり、PRI によるこれまでの取組と資本市場への貢献に改めて敬意を表するとともに、金融庁の様々な施策が、我が国の金融システム、資本市場の機能強化を通じ、責任投資の更なる発展に資することとなれば幸いです。ご清聴ありがとうございました。

(以上)